

## 令和6年度 指導監査結果

法人名	文書指摘の内容	実施日	改善状況
星座会	① 理事会の招集を、法令及び定款の定めるところにより行うこと。	令和6年9月19日	改善済
	② 理事会の決議を、法令及び定款に定めるところにより行うこと。		改善予定
	③ 法令で定めるところにより理事会議事録を作成し、保存すること。		改善予定
	④ 役員及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令に定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けること。		改善予定
小松福祉会	① 理事会の招集を、法令及び定款の定めるところにより行うこと。	令和6年10月23日	改善予定
	② 理事会の決議を、法令及び定款に定めるところにより行うこと。		改善予定
	③ 評議員に対する報酬の支給基準について、定款で定めた報酬等の額と整合を取ること。		改善予定
緑友会	① 評議員会の決議を、法令及び定款に定めるところにより行うこと。	令和6年11月7日	改善予定
	② 監事の選任又は解任は、法令及び定款の定める手続きにより行うこと。		改善予定
	③ 理事会の招集を、法令及び定款の定めるところにより行うこと。		改善予定
	④ 理事の報酬等は、報酬等の支給基準に従って支給すること。		改善予定
豊仁会	① 評議員会の招集を、法令及び定款に定めるところにより行うこと。	令和6年12月6日	改善済
	② 理事会の招集を、法令及び定款の定めるところにより行うこと。		改善済
	③ 理事会の決議を、法令及び定款の定めるところにより行うこと。		改善済
	④ 契約を法令、経理規程等に基づき適正に行うこと。		改善済
小平市社会福祉協議会	① 理事会の招集を、法令及び定款の定めるところにより行うこと。	令和7年1月17日	改善済
	② 計算書類に適正な注記を行うこと。		改善予定
小平晴風会	① 評議員会の決議を適正に行い、定款の変更は、所定の手続きを経て行うこと。	令和7年2月6日	改善予定
	② 理事会の招集を、法令及び定款の定めるところにより行うこと。		改善済
	③ 理事会の決議を、法令及び定款の定めるところにより行うこと。		改善済
	④ 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行うこと。		改善済
	⑤ 資金収支予算書の編成を適正に行うこと。		改善済

改善状況については、改善状況報告書の提出時点のもの。